

国土交通省組織令の一部を改正する政令案要綱

第一 国土交通省組織令の一部改正

- 一 大臣官房に置かれる審議官及び参事官の定数を改めること。
(第二十条及び第二十一条関係)
- 二 土地・建設産業局不動産市場整備課の所掌事務を変更すること。
(第七十八条関係)
- 三 地方運輸局に交通政策部及び観光部を置くこと。
(第二百十三条関係)

第二 施行期日

この政令は、平成二十七年七月一日から施行すること。

(附則関係)